大分県知事

広

瀬

勝

貞

令 号 月 和

目

次

規

則

退職手当の支給等に関する規則の一部改正……………………………………………………………

退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

大分県知事

広

瀬

勝

貞

○規

則

元 年

)

四

曜 H

大分県規則第二十二号

Н 月

第一号様式から第五号様式までの規定中「田村日料港路」を「田村融業港路」に改める。 健康增進法施行細則 健康増進法施行細則の一部を改正する規則

(平成十五年大分県規則第五十四号)

の一部を次のように改正する。

この規則は、

公布の日から施行する。

則

令和元年七月一日

る。

に改正する。

大分県規則第二十一号

令和元年七月一日

様式裏及び第三十五号様式裏中「田科工料港路」を「田科融料港路」に改める。

第三十号様式裏、第三十一号様式裏、第三十二号様式裏、第三十三号様式裏、

第三十四号

に、

 $\Box$ 

第二十七号様式裏、第二十八号様式裏及び第二十九号様式裏中「鴻鑑」を「鴻鑑」

第二十五号様式裏及び第二十六条様式裏中「日廿二羰港裕」を「日廿熙羰港裕」に改め

退職手当の支給等に関する規則(平成二十一年大分県規則第五十四号)の一部を次のよう

退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

この規則は、公布の日から施行する。

健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月一日

本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

大分県報号外(規則